

## 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 福祉資金貸付規程

(目的)

**第1条** この規程は、生活困難のため、自立更生に必要な資金を得ることができないものに対して福祉資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活困難者の援助を図る。

(事務所)

**第2条** この資金の事務所は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に置く。

(貸付対象)

**第3条** この資金の貸付けの対象となる世帯は、対馬市内に居住する生活困難者で、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者とし、原則として65歳以下とする。

(貸付金額の限度)

**第4条** 貸付金額の限度は7万円とする。但し、特に必要がある場合には、10万円とすることができる。

(貸付方法及び利率)

**第5条** 貸付方法及び利率は次のとおりとする。

貸付金額	償還期間	据置期間	貸付利率
5～7万円の場合	35ヶ月以内	3ヶ月以内	無利子
7～10万円の場合	36ヶ月以内	々	々

2 貸付金の償還は月賦を原則とするが、やむをえない場合は半年賦、年賦または一括払いにすることができる。ただし、貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還することができる。

(借入申込)

**第6条** 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ、福祉資金借入申込書に次の書類を添えて、その居住地区を担当する民生委員児童委員を經由して本会会長に提出しなければならない。

(1) 資金使途に関する見積書

(2) 借入申込人、連帯保証人の所得証明書又は源泉徴収票

2 担当民生委員児童委員は、借入申込書に記載された事項を調査し資金を貸付けることに関する意見を添え、本会会長に提出するものとする。

(連帯保証人)

**第7条** この資金の貸付けを受けようとする者(以下「借受人」という。)は債務を保証するため、連帯保証人1名をたてなければならない。保証人は対馬市内に居住し、原則として60歳以下の者とする。

(貸付の決定)

**第8条** 貸付の決定は本会理事会（以下「理事会」という。）の意見を聞き、貸付の適否を決定するものとする。ただし、次の各号に定める場合は、本会会長の専決とする。

- (1) 貸付金が7万円以下のもの
- (2) 緊急を要し、尚且つ限度額まで必要なもの

2 但し、理事会の意見を聞かないで貸付けを決定したものについては、次期理事会において報告するものとする。

(担保)

**第9条** 本会会長は、質権、抵当権等を設定させてはならない。ただし、償還を確保するため借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を必要とする。

(資金の交付)

**第10条** 貸付決定の通知を受け、貸付金の交付を受けようとする者は、福祉資金借用書及び印鑑登録証明書、連帯保証人の印鑑登録証明書を本会会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(償還)

**第11条** 借受人は、定められた償還期間をこえることなく、本会に償還金を納入しなければならない。但し、第12条第1項第2号に基づき延期願いが認められたときはこの限りではない。

(事故の届け出)

**第12条** 借受人が、次の各号に該当するときは、その旨本会会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人または連帯保証人が氏名、住所及び勤務先に変更が生じたとき。
- (2) 借受人が病気、災害及び重大な事故を受け、償還期日までに償還金の納付ができないとき。

(償還金の請求)

**第13条** 本会会長は、借受人が次の各号に該当するときはいつでも貸付金の全部または一部につき、一括償還を請求することができる。

- (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき。
- (2) 故意に償還金の納付を怠ったとき。
- (3) 借受人が他の市町村に転出しようとするとき。
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(帳簿書類)

**第14条** 資金の取扱いにあたっては、貸付業務の実施状況をあきらかにするため、次の帳簿書類を備えつけないといけない。

- (1) 基金台帳
- (2) 福祉資金借入申込書
- (3) 福祉資金償還台帳
- (4) 福祉資金借用書

- (5) 現金出納帳
- (6) 貸付承認（不承認）通知書
- (7) 欠損補填金出納簿
- (8) 預貯金通帳

(資金の財源)

**第15条** この資金は、次にあげるものをもってその財源とする。

- (1) 県及び市の補助金、助成金または委託金
- (2) 各種募金の協力配分金
- (3) 寄附金

(資金の管理)

**第16条** 本会会長は、資金を貸付の目的以外に使用することはなく、また保管にあつては、確実な金融機関に預け入れる。

(会計)

**第17条** この資金の会計は、社会福祉事業会計とする。

(会計年度)

**第18条** この資金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算及び決算)

**第19条** この資金の予算及び決算の承認は、本会定款に基づき、理事会の議決を経て評議員会の議決を得るものとする。

(欠損補填金の積立)

**第20条** 資金の預金等から生じた利子については、基金総額の20分の1に達するまで、毎年度利子収入額の2分の1以上の額を欠損補填金として積み立てなければならない

(欠損処分)

**第21条** 貸付金にかかわる未償還のうち、次の各号に該当するものは欠損処分することができる。

- (1) 消滅時効の完成により債権が消滅したとき。
- (2) 限定承認をした借受人の相続人が、その相続により納付の義務を有する償還金を相続によって取得した財産の限度においてその義務をはたし、なお未納があるとき。
- (3) 借受人及び連帯保証人とも死亡または住所不明であり、かつ借受人の相続人がないこと及び財産がないことが証明されたとき。

2 本会は、欠損処分しようとするときは、関係行政機関の意見を聞き理事会の承認を得なければならない。

(基金の補填)

**第22条** 本会会長は、欠損処分したときに欠損処分量に相当する額を欠損補填積立金より基金に補填しなければならない。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、資金の運営に関し必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年3月23日より改正施行する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日より改正施行する。
- 4 この規程は、平成27年1月1日より改正実施する。
- 5 この規程は、令和6年4月1日から改正実施する。

この規程の施行の際改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのままこれを使用し、又は所要の修正を加え、なお使用することができる。

(様式1)

# 福祉資金借入申込書

※受付		年 月 日											
借入 申込 人	フリガナ							性別	男・女	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	才
	氏 名												
	現住所	対馬市						電話	-				
職業			勤務先の住所										
借入希望額	円也		返済方法		据置期間終了後、毎月 円の 回払い 毎月 円の 回払い								
資金の用途													
住所	自家 借家 間借	(家賃月 円也)		保 険	国民健康保険 その他		生 保	受給中 申請中(申請日 年 月 日) 過去に受給していた					
		(家賃月 円也)			( )								
世帯 の 状 況	氏名		続柄	年齢	職業	月収	勤務先・学校名等						
	1			本人									
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
連帯 保 証 人	フリガナ			性別	男・女	申込者との関係	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	才			
	氏 名												
	現住所	対馬市		職業			電話	-					
勤務先			勤務先の住所										
上記のとおり福祉資金を借入たく申込みます。						上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。							
年 月 日						年 月 日							
借入申込人 (印)						連帯保証人 (印)							

注1) ※欄は記入しないで下さい。

注2) 申込書に記載された個人情報については、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供すると同意します。





(様式3)

## 対馬市福祉資金貸付（償還）台帳・納付票

			貸付日	年 月 日	
借 受 人	住 所				氏 名
	連 絡 先				
連 帯 保 証 人	住 所				氏 名
	連 絡 先				
資 金 の 種 類				借入金額	円也
償 還 期 間	年 月 ~ 年 月 回				

償 還 計 画			償 還 状 況				摘 要
回 数	償 還 予 定 年 月	償 還 予 定 額	償 還 年 月 日	償 還 額	残 高	領 収 印	
1	年 月			円	円		
2	年 月			円	円		
3	年 月			円	円		
4	年 月			円	円		
5	年 月			円	円		
6	年 月			円	円		
7	年 月			円	円		
8	年 月			円	円		
9	年 月			円	円		
10	年 月			円	円		
11	年 月			円	円		
12	年 月			円	円		
13	年 月			円	円		
14	年 月			円	円		
15	年 月			円	円		



16	年 月			円	円	
17	年 月			円	円	
18	年 月			円	円	
19	年 月			円	円	
20	年 月			円	円	
21	年 月			円	円	
22	年 月			円	円	
23	年 月			円	円	
24	年 月			円	円	
25	年 月			円	円	
26	年 月			円	円	
27	年 月			円	円	
28	年 月			円	円	
29	年 月			円	円	
30	年 月			円	円	
31	年 月			円	円	
32	年 月			円	円	
33	年 月			円	円	
34				円	円	
35				円	円	
36				円	円	
37				円	円	
38				円	円	
39				円	円	
40				円	円	